

大会参加費補助金事務取扱要領

1) 交通費

1. 起点から競技会場地間の最短距離で算出した一般交通機関利用の往復交通費を原則とする。但し、大会実行委員会の輸送計画が無く、かつ競技の特殊性等によりやむを得ない場合は、自家用車使用許可願いを事前に申請すること。自家用車使用を宮城県体育協会が認めた場合は、参加対象者（選手・監督）のJR運賃の支給限度額を上限として自家用車使用に掛かる費用（車賃、有料道路料金）と運転者（監督・選手以外）の宿泊費を認める。以下の計算で自家用車使用に掛かる費用を交付する。

$$\text{車1台当り支給限度額} < \text{自家用車賃}^{\ast 1} + \text{有料道路利用料金}^{\ast 2} + \text{運転者宿泊費}^{\ast 3}$$

△ただし、車1台当りの支給限度額は、参加対象者1人当りの交通費限度額×乗車人数（参加対象者のみ）を上限とする。

（例えば…）東北総合体育大会 会場地 最寄駅：秋田駅（秋田県）
自家用車1台の車に対象者3名（監督1名、選手学生2名）乗車して、対象外の運転者1名の場合（監督1名）往復限度21,420円＋（学生：学割2名）往復限度19,260円×2名＝合計59,940円①
車1台当り支給限度額①円59,940＞予定経費②53,396円

予定経費②内訳：

自家用車賃円（往復距離508km×32円/1km）※1＋有料道路利用料金往復11,220円※2
＋運転者宿泊費（8,640円×3泊）※3

上記の場合は、①59,940円＞②53,396円の比較になり、金額の低い方②が補助になります。

- ※1. 仙台駅から競技会場所在地の最も経済的な経路及び方法により算出した距離×32円（/1km）で計算した金額。
- ※2. 有料道路を利用することが通常経路である場合に限りその通行料金を対象とする。
- ※3. 運転者宿泊費は、宿泊日数が増えた場合でも支給限度額までを対象とする。（運転者が国体支援コーチの場合は強化費（基本強化）で対応できる。）
強化費で対応する場合は、交通費・宿泊費二重計上に注意すること。

2. 航空機を利用することが、最も経済的かつ通常の経路である場合は、JR運賃の支給限度額を上限として認める。
3. 県外居住のふるさと選手は、居住地を起点に会場地間の往復交通費を補助する。
県外居住者が、事前合宿等で宮城県に帰省し、会場地に向かう場合は、強化費で不足分を補充できる。

2) 宿泊費

1. 宿泊対象期間については、開会式※4、監督会議※5、競技開始日※6の前日から出場権を失った日※7までの日数とする。
 - ※4. 開会式参加の選手・監督を対象とする。
 - ※5. 監督会議前日から宿泊については、下記の指定とする。
 - 成年種別：監督のみ対象とする。
 - 少年種別：全員対象とする。
 - ※6. 競技開始日とは、検診・計量、公式練習、検艇、用具検査、競技開始式とする。
 - ※7. **出場権を失った日にやむを得ない事由で、宿泊をキャンセルした場合は、キャンセル料金を対象とする。**

3) 注意事項・必須書類（補助金交付申請・報告時の提出書類について）

1. 申請時に、実行委員会（競技単位）からの宿泊対象期間「検診・計量、公式練習、検艇用具検査、競技開始日」が分かる文書を申請書に添付すること。（22ページ参照）
2. 一般交通機関利用のJR等使用済み切符・航空機利用半券は個人ごとに、指定用紙へ重ならないように貼り付け、交通費利用名簿の個人No.と領収証No.を一致させて提出すること。（41ページ参照）
3. 有料道路使用領収証は運転者氏名を記入すること。
運転者の宿泊領収証は、選手・監督と別に添付すること。

4) その他

大会参加費補助金使用に係るQ&Aは（公財）宮城県体育協会のホームページ掲載しています。
ホームページアドレス：<http://www.miyagi-taikyo.or.jp>